広報にいつ

発行所　新津市役所
発行人　新津市長　新津企業
電話代表500番
印刷所　坂巴印刷工業
毎月一回発行

追加登録は年二回
永久選挙人名簿制度
移転者はその都度登録申出を

公職選挙法の改正によってあたらしく発足する制度、いわゆる永久選挙人名簿がいよいよ九月三十日から発効いたします。

これにともない、補充名簿の廃止や追加登録の方法等、内容的にも大幅な変更がありましたので、これからの取り扱いなど、大切なことがらについて要点をお知らせいたします。

◇補充名簿の廃止

今まで、選挙が行なわれるたびに補充選挙人名簿が作られていましたが今後は毎年二回の追加登録に限られ、補充名簿の制度は廃止されます。

◇追加登録の方法

永久選挙人名簿への追加登録は、毎年二十才に達し、三カ月以上新津市に居住している該当者の申し出により、調査のうえ有資格者をそれぞれ三月三十日と九月三十日に登録します。

なお、九月の場合は、職権調査による登録も行なうことができます。

◇住所移転者の取り扱い

(1)市外から転入の場合

もとの住所地から選挙人名簿登録(未登録)証明書をもらい、これを添えて選挙人名簿登録申出書を市民課か、選挙管理委員会に提出して下さい。

(2)市内移動の場合

市民課で選挙人名簿登録(未登録)証明書を交付しますから、新住所地の選挙管理委員会へ選挙人名簿登録申出書と一緒に提出してください。

(3)市内移動の場合

市民課へ住所異動の届出をされると、自動的に永久選挙人名簿を、新しい住所地に移し替えをいたします。

(4)市内移動の特例

(3)の市内移動は自動的に移し替えをいたしますが、次の場合に該当するときは、その期間だけ、移し替えをいたしません。

(1)任期満了による選挙が行なわれるときは、その任期満了の日の六十日前からその選挙の投票日までの間

(2)解散や辞職による選挙が行なわれるときは、その選挙が告示された日からその選挙の投票日までの間

◇新成人の追加登録

成人に達した日（誕生日）以後いつでも選挙人名簿登録申出書を市民課に提出してください。

市民課へ成人届の届出をされると、自動的に永久選挙人名簿に登録されます。

他市町村に居住されている方は、その居住されているところに提出してください。（学生だけの特例です）

◇名簿の常時閲覧

永久選挙人名簿は、特定の期間を除き、常に有権者の閲覧に供しますから、ついでの時にでも確めて見てください。

◇その他

仙市町村へ転出して三カ月に満たない人の投票の方法や、不在者投票の方法は、今までと変りがありません。

補充名簿制度は廃止されましたが、今年一回の追加登録とされたため、その都度必ず選挙人名簿登録申出書を提出されるよう、十分ご注意ください。（選挙権がなくても投票できることがあります）

また、こうした申し出をする場合の便宜のため市では、市民課の窓口で、選挙に関する事務を取り扱うことといたしましたから、ご利用ください。

◇永久選挙人名簿への追加登録はじまる

永久選挙人名簿制度になって最初の、名簿への追加登録が、次の要領で行なわれます。

一、現在日…十月十日

二、登録日…十一月一日

三、縦覧期間…十月十五日から十月二十四日まで

四、異議申出期限…十月二十四日まで

五、該当者…今年の七月十日以前から新津市に住んでおり昭和二十一年十月十一日以前に生れた人で、選挙人名簿登録申出書を十月九日までに提出した人。

なお、今年の三月二十日以前から住んでいる人で、昭和二十一年十一月十日以前に生れた人は永久選挙人名簿に登録されていない